

積極的な雇用を図る事業主・ 未就職者を支援します!



固産業労政課**四**43-9038**元** https://www.8nohe-job-ichiba.jp

事業者向け

障がい者、新規高卒者、期間満了・非自発的理由による離職者を雇用する事業主をサポート!

交付する 事業主の条件 (共通)

▶市内に事業所を有し、雇用保険適用事業主であり、市税を完納していること

- ▷奨励金交付対象期間終了後も常用労働者として雇用すること
- ▷過去6か月以内にリストラなど事業主の都合で従業員を解雇していないこと

	八戸市障がい者雇用奨励金			
対象労働者	身体障がい者、知的障がい者 ※交付対象者および重度障がい		í の助成金と同一 ※週20~30時間の短	時間労働者も対象
奨励金額 対象労働者1人につき	▷障がい者の場合 ▷重度障がい者の場合	月額1万円 月額2万円	▷短時間労働の障がい者の場合 ▷短時間労働の重度障がい者の場合	月額6千円 月額1万2千円
交付期間	国の助成金の支給期間が満了した翌月から最長12か月間(有給休暇を含んだ月間勤務日数が16日以上の月)			
受給申請書提出期限	国の助成金の支給期間が満了	した翌月から	6か月以内	

	八戸市新規高等学校卒業者雇用奨励金	八戸市離職者雇用奨励金	
対象労働者	令和3年3月高等学校卒業者で卒業時に未就職者 であった人	64歳以下の、契約期間の満了・中途解約により離職を余儀なくされた離職者、リストラ・倒産など非自発的理由による離職者	
奨励金額	対象労働者1人につき月額1万円		
交付期間	雇用した翌月から最長12か月間(有給休暇を含んだ月間勤務日数が16日以上の月)		
受給申請書提出期限	雇用した翌月から6か月以内		

求職者向け

49歳以下の未就職者の早期就職・非正規雇用者の正規雇用転換に向けて、職業訓練に要 する経費をサポート!

	フロンティア八戸職業訓練助成金			
対象者	①49歳以下の市内在住者 ②未就職者または非正規雇用者(雇用期間の定めがあるか、週の労働時間が正社員と比べて短いパート・アルバイトなど) ③八戸市内に所在する事業所(官公庁を除く)または八戸都市圏(※)内に所在する事業所のうち、八戸市内に本社を有する事業所もしくは八戸市の誘致企業が設置する事業所への就職を希望していること。 ※八戸都市圏とは、八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町の8市町村です。			
対象訓練	教育訓練給付制度の厚生労働大臣の指定を受けている教育訓練講座(主たる訓練が通学に限る)、または労働 安全衛生法に基づく技能講習			
助成金額	対象経費の45%(上限15万円)			
必要書類	受講資格認定申請書に次のいずれかを添付して提出してください。			
申請方法	対象訓練の受講開始日前日までに必要書類を持って産業労政課へ			